

## 保育士の人材確保を求める意見書案

日本共産党

2015年4月から実施が予定されている子ども・子育て支援新制度は、子どもの権利条約や児童福祉法の趣旨にもとづいておこなわれることが大切である。

子どもの権利条約は、子どもに関するすべての事柄について「最善の利益を確保」することを求めている。児童福祉法は、第二条において国および地方公共団体の児童育成責任を明記している。

国の基本指針では、県の役割として「保育士等の人材確保や質の向上、社会的擁護などの専門知識を要する支援」について計画を持つことを求めている。

そこで県においては、以下の事項について実施するよう強く要請する。

第一に、保育士として登録している人の一覧などを活用し、現在の就労状況などを調査し就労していない人に対し、今後就労するにはどのような研修を必要としているかなどアンケート調査をおこない、その研修を実施するなど積極的な人材確保策を実施すること。

第二に、民間の他職種と比較しても低すぎる保育士、幼稚園教諭の処遇改善をはかるため、県として保育士、幼稚園教諭の給与改善を目的とした助成制度を創設するなど労働条件を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 静岡県知事